

和歌山市公報

告示 第65号 別冊

令和8年（2026年）3月16日



## 令和 8 年度和歌山市一般会計予算

令和 8 年度和歌山市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 6 5 , 7 6 8 , 9 4 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

### (地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

### (一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3 0 , 0 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

### (歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

( 1 ) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費にかかる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表

## 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市 税		62,155,253
	1 市 民 税	25,277,680
	2 固 定 資 産 税	26,040,052
	3 軽 自 動 車 税	1,237,431
	4 市 た ば こ 税	2,845,959
	5 鉱 産 税	1
	6 都 市 計 画 税	4,354,270
	7 事 業 所 税	2,354,160
	8 入 湯 税	35,700
	9 旧 法 に よ る 税	10,000
2 地 方 譲 与 税		843,000
	1 特 別 と ん 譲 与 税	130,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	532,000
	3 地 方 揮 発 油 譲 与 税	131,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	50,000
3 利 子 割 交 付 金		131,000
	1 利 子 割 交 付 金	131,000
4 配 当 割 交 付 金		651,000
	1 配 当 割 交 付 金	651,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		880,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	880,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		615,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	615,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		10,606,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	10,606,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		14,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	14,000

(単位 千円)

款	項	金額
9 環境性能割交付金		4,000
	1 環境性能割交付金	4,000
10 地方特例交付金		546,000
	1 地方特例交付金	545,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	1,000
11 地方交付税		18,530,000
	1 地方交付税	18,530,000
12 交通安全対策特別交付金		30,000
	1 交通安全対策特別交付金	30,000
13 分担金及び負担金		771,856
	1 負担金	771,856
14 使用料及び手数料		2,573,370
	1 使用料	1,876,491
	2 手数料	696,879
15 国庫支出金		37,718,288
	1 国庫負担金	28,045,954
	2 国庫補助金	3,301,725
	3 国庫交付金	6,344,236
	4 国庫委託金	26,373
16 県支出金		15,612,380
	1 県負担金	9,583,758
	2 県補助金	5,243,140
	3 県交付金	741,208
	4 県委託金	40,774
	5 県貸付金	3,500
17 財産収入		551,236
	1 財産運用収入	456,836
	2 財産売却収入	94,400
18 寄附金		3,001,700

(単位 千円)

款	項	金額
	1 寄 附 金	3,001,700
19 繰 入 金		1,367,388
	1 基 金 繰 入 金	1,267,960
	2 特 別 会 計 繰 入 金	99,428
20 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
21 諸 収 入		2,661,673
	1 延滞金・加算金及び過料	78,001
	2 市 預 金 利 子	1
	3 貸 付 金 収 入	1,305,051
	4 受 託 事 業 収 入	96,660
	5 弁 償 金	30
	6 雑 入	1,181,930
	( 物 品 売 払 収 入 )	
22 市 債		6,505,800
	1 市 債	6,505,800
歳 入	合 計	165,768,945

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		894,487
	1 議 会 費	894,487
2 総 務 費		13,735,241
	1 総 務 管 理 費	9,323,645
	2 徴 税 費	1,451,594
	3 市 民 生 活 費	592,630
	4 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	686,157
	5 選 挙 費	309,040
	6 統 計 調 査 費	55,337
	7 文 化 ス ポ ー ツ 費	1,134,836
	8 監 査 委 員 費	106,719
	9 人 事 委 員 会 費	75,283
3 民 生 費		82,315,050
	1 社 会 福 祉 費	33,763,759
	2 生 活 保 護 費	18,429,971
	3 児 童 福 祉 費	25,931,096
	4 災 害 救 助 費	12,282
	5 年 金 保 険 費	3,614,063
	6 市 民 福 祉 費	563,879
4 衛 生 費		10,038,343
	1 保 健 衛 生 費	4,420,747
	2 清 掃 費	5,246,307
	3 環 境 保 全 費	371,289
5 農 林 水 産 業 費		1,036,290
	1 農 業 費	751,086
	2 農 林 緑 花 費	147,136
	3 水 産 業 費	138,068
6 商 工 費		3,219,941
	1 商 工 費	2,192,403

(単位 千円)

款	項	金額
	2 観 光 費	1,027,538
7 土 木 費		10,350,904
	1 土 木 管 理 費	1,104,035
	2 道 路 橋 梁 費	3,396,935
	3 河 川 費	412,752
	4 都 市 計 画 費	1,153,476
	5 都 市 計 画 道 路 費	266,857
	6 公 園 費	485,651
	7 下 水 道 費	906,780
	8 住 宅 費	2,624,418
8 消 防 費		4,878,854
	1 消 防 費	4,878,854
9 教 育 費		12,792,310
	1 教 育 総 務 費	4,051,024
	2 小 学 校 費	2,917,898
	3 中 学 校 費	650,574
	4 高 等 学 校 費	778,532
	5 幼 稚 園 費	534,472
	6 社 会 教 育 費	2,189,839
	7 保 健 体 育 費	1,669,971
10 災 害 復 旧 費		422,451
	1 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	422,451
11 公 債 費		17,218,667
	1 公 債 費	17,218,667
12 諸 支 出 金		8,796,407
	1 公 営 企 業 費	8,579,426
	2 集 落 排 水 費	216,981
13 予 備 費		70,000
	1 予 備 費	70,000

(単位 千円)

款	項	金額
歳	出 合 計	165,768,945

第2表

## 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
人事・給与・出退勤システム更新事業	令和9年度 令和14年度	484,796
合 計		484,796

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
奨学金返還助成事業 (令和8年度募集分)	令和9年度 令和13年度	250千円×交付対象者 奨学金受取総月数/12
合 計		-

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
標準準拠・福祉系システム移行事業	令和9年度	449,823
合 計		449,823

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
システム標準化支援事業	令和9年度	3,960
合 計		3,960

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
標準準拠・保険系システム運営事業	令和9年度 令和13年度	398,750
合 計		398,750

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
標準準拠・債権回収システム運営事業	令和 9 年度 令和 1 3 年度	66,449
合 計		66,449

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
住宅使用料システム運営事業	令和 9 年度 令和 1 4 年度	110,706
合 計		110,706

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
標準準拠・福祉系システム運営事業	令和 9 年度 令和 1 4 年度	386,151
合 計		386,151

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
医療費助成システム運営事業	令和 9 年度 令和 1 4 年度	268,500
合 計		268,500

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
財務会計システム運営事業	令和 9 年度 令和 1 4 年度	139,520
合 計		139,520

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
納税通知書封入封緘等委託事業 (個人市民税及び軽自動車税)	令和 9 年 度	86,834
合 計		86,834

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
個人市民税課税資料パンチ委託事業	令和 9 年 度	289
合 計		289

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
納税通知書封入封緘等委託事業 (固定資産税)	令和 9 年 度	27,778
合 計		27,778

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
市議会議員選挙事業	令和 9 年 度	62,412
合 計		62,412

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
県議会議員選挙事業	令和 9 年 度	52,330
合 計		52,330

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
和歌山城ホール管理運営事業 (公衆無線LAN管理分)	令和 9 年度 令和 1 0 年度	2,264
合 計		2,264

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
文化会館照明器具LED化事業	令和 9 年度 令和 1 7 年度	26,865
合 計		26,865

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
粗大ごみ収集運搬業務委託事業	令和 9 年度 令和 1 4 年度	404,364
合 計		404,364

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
青岸エネルギーセンター運転管理業務委託事業	令和 9 年度 令和 1 4 年度	2,040,302
合 計		2,040,302

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
青岸クリーンセンター運転管理業務委託事業	令和 9 年度 令和 1 4 年度	428,560
合 計		428,560

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
小規模事業者経営改善資金等利子補給事業	令和 9 年度 令和 1 2 年度	貸付限度額 800,000 千円の年 1.0% を上限として利息相当額の 1/2
合 計		-

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
女性・若者・シニア新規開業資金等利子補給事業	令和 9 年度 令和 1 2 年度	貸付限度額 250,000 千円の年 1.0% を上限として利息相当額の 1/2
合 計		-

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
道路照明 LED 化事業 (ESCO 事業)	令和 9 年度 令和 1 8 年度	66,210
合 計		66,210

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地方道整備事業 (河西橋)	令和 9 年度	170,000
合 計		170,000

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地方道整備事業 (岡崎 130 号線)	令和 9 年度	130,000
合 計		130,000

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
都市計画マスタープラン等改定事業	令和 9 年度	16,821
合 計		16,821

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
自転車等駐車場照明 L E D 化事業 ( E S C O 事業 )	令和 9 年度 令和 1 8 年度	2,270
合 計		2,270

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
市街地再開発事業 (和歌山市駅前南地区)	令和 9 年度 令和 1 4 年度	6,672,486
合 計		6,672,486

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
公園照明 L E D 化事業 ( E S C O 事業 )	令和 9 年度 令和 1 8 年度	17,600
合 計		17,600

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
下水道施設照明 L E D 化事業 ( E S C O 事業 )	令和 9 年度 令和 1 8 年度	3,290
合 計		3,290

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
公営住宅システム運営事業	令和 9 年度 令和 1 4 年度	51,916
合	計	51,916

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
中学校給食センター運営事業 (令和 8 年度 物価上昇分)	令和 9 年度 令和 2 2 年度	237,143
合	計	237,143

第3表

## 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎整備事業	147,800	証書借入又は債券発行	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
システム整備事業	1,900	〃	〃	〃
防災基盤整備事業	6,800	〃	〃	〃
支所・連絡所整備事業	40,500	〃	〃	〃
文化財保護事業	6,800	〃	〃	〃
文化施設整備事業	6,700	〃	〃	〃
スポーツ施設整備事業	37,500	〃	〃	〃
社会福祉施設整備事業	5,300	〃	〃	〃
介護保険事業特別会計繰出金	400	〃	〃	〃
後期高齢者医療特別会計繰出金	400	〃	〃	〃
認定こども園等整備事業	95,800	〃	〃	〃
保育所整備事業	23,900	〃	〃	〃
児童館整備事業	9,300	〃	〃	〃
国民健康保険事業特別会計繰出金	400	〃	〃	〃
隣保館整備事業	16,300	〃	〃	〃
共同浴場整備事業	4,800	〃	〃	〃
斎場整備事業	70,200	〃	〃	〃
保健所整備事業	91,400	〃	〃	〃
保健センター整備事業	8,500	〃	〃	〃
衛生研究所整備事業	24,300	〃	〃	〃
清掃運搬施設整備事業	23,700	〃	〃	〃
清掃工場施設整備事業	248,600	〃	〃	〃
農業施設整備事業	235,500	〃	〃	〃

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
四季の郷公園整備事業	3,600	証書借入又は債券発行	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
水産振興事業	2,800	"	"	"
漁港環境整備事業	1,700	"	"	"
沿岸漁場整備開発事業	6,500	"	"	"
勤労者総合センター整備事業	2,400	"	"	"
和歌山城公園整備事業	42,700	"	"	"
道路施設改善事業	1,282,600	"	"	"
緊急避難道路等整備事業	59,000	"	"	"
地方道整備事業	359,000	"	"	"
交通安全施設整備事業	900	"	"	"
河川整備事業	101,100	"	"	"
準用河川改修事業	67,700	"	"	"
自転車等駐車場整備事業	14,100	"	"	"
都市再生整備事業	17,300	"	"	"
都市計画県工事負担金	7,400	"	"	"
街路事業	119,300	"	"	"
公園施設整備事業	140,300	"	"	"
水路維持事業	24,000	"	"	"
下水道施設管理事業	199,000	"	"	"
下水路整備事業	37,000	"	"	"
住宅改善事業	895,100	"	"	"
消防施設整備事業	101,400	"	"	"
情報教育設備整備事業	477,800	"	"	"
教育施設整備事業	181,600	"	"	"
小学校施設整備事業	76,700	"	"	"
中学校施設整備事業	49,500	"	"	"

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
高等学校施設 整備事業	23,000	証書借入又 は債券発行	年5.0%以内（ただし、 利率見直し方式で借り入 れる政府資金及び地方公 共団体金融機構資金につ いて、利率の見直しを行っ た後においては、当該見 直し後の利率）	政府その他の資金の借入 れについては、その融通条 件による。ただし、市財政 の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、又は繰 上償還若しくは低利に借り 換えることができる。
地区集会所整 備事業	2,800	〃	〃	〃
こども科学館 整備事業	3,700	〃	〃	〃
コミュニティ センター整備 事業	22,900	〃	〃	〃
体育施設整備 事業	93,900	〃	〃	〃
保健体育施設 整備事業	4,500	〃	〃	〃
土木施設災害 復旧事業	126,600	〃	〃	〃
水道事業会計 出資金	640,900	〃	〃	〃
借換債	210,200	〃	〃	〃
計	6,505,800			

令和 8 年度和歌山市国民健康保険事業特別会計予算

令和 8 年度和歌山市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 6 , 2 9 2 , 1 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

第1表

## 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		6,214,912
	1 国民健康保険料	6,214,912
2 使用料及び手数料		51
	1 手数料	51
3 県支出金		26,322,623
	1 県補助金	66,089
	2 県交付金	26,256,534
4 繰入金		3,554,291
	1 一般会計繰入金	3,554,291
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		200,222
	1 貸付金収入	1
	2 雑収入	200,221
(国庫支出金)		
	(国庫補助金)	
歳入	合計	36,292,100

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		542,653
	1 総 務 管 理 費	542,653
2 保 険 給 付 費		25,999,644
	1 療 養 諸 費	22,381,000
	2 高 額 療 養 費	3,503,000
	3 移 送 費	200
	4 出 産 育 児 諸 費	99,994
	5 葬 祭 諸 費	15,450
	( 傷 病 手 当 諸 費 )	
3 国民健康保険事業費納付金		9,259,740
	1 医 療 給 付 費 分 納 付 金	6,510,687
	2 後期高齢者支援金等分納付金	1,893,307
	3 介 護 納 付 金 分 納 付 金	665,979
	4 子 ども ・ 子 育 て 支 援 納 付 金 分 納 付 金	189,767
4 保 健 事 業 費		327,006
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	266,148
	2 保 健 事 業 費	60,858
5 諸 支 出 金		153,057
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	153,057
6 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	36,292,100

第2表

## 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
保険料納入通知書封入封緘等委託事業	令和9年度 令和10年度	18,046
合 計		18,046

令和 8 年度和歌山市卸売市場事業特別会計予算

令和 8 年度和歌山市の卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 3 4 , 8 1 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表

## 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		279,768
	1 使用料	279,768
2 財産収入		936
	1 財産運用収入	936
3 繰入金		240,850
	1 一般会計繰入金	240,850
4 諸収入		213,260
	1 雑入	213,260
(国庫支出金)		
	(国庫交付金)	
(市債)		
	(市債)	
歳入	合計	734,814

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 卸売市場費		502,367
	1 卸売市場費	502,367
2 公債費		232,347
	1 公債費	232,347
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出	合計	734,814

令和 8 年度和歌山市土地区画整理事業特別会計予算

令和 8 年度和歌山市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 3 7 , 4 6 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表

## 歳入歳出予算

## 歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 繰入金		7,055
	1 東和歌山第二地区土地区画 整理事業一般会計繰入金	7,055
2 繰越金		3,000
	1 東和歌山第二地区土地区画 整理事業繰越金	3,000
3 諸収入		327,407
	1 東和歌山第二地区土地区画 整理事業雑入	327,407
歳入	合計	337,462

## 歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 東和歌山第二地区 土地区画整理事業費		337,462
	1 東和歌山第二地区 土地区画整理事業費	337,462
歳出	合計	337,462

令和 8 年度和歌山市住宅改修資金貸付事業特別会計予算

令和 8 年度和歌山市の住宅改修資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 22,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表

## 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 諸 収 入		22,000
	1 貸 付 金 収 入	22,000
歳 入	合 計	22,000

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 前年度繰上充用金		22,000
	1 前年度繰上充用金	22,000
歳 出	合 計	22,000

令和 8 年度和歌山市住宅新築資金貸付事業特別会計予算

令和 8 年度和歌山市の住宅新築資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 2 9 , 5 2 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表

## 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 諸 収 入		529,521
	1 貸 付 金 収 入	173,473
	2 雑 入	356,048
歳 入	合 計	529,521

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 前年度繰上充用金		529,521
	1 前年度繰上充用金	529,521
歳 出	合 計	529,521

令和 8 年度和歌山市宅地取得資金貸付事業特別会計予算

令和 8 年度和歌山市の宅地取得資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 0 9 , 8 5 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表

## 歳入歳出予算

## 歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 諸 収 入		209,857
	1 貸 付 金 収 入	89,147
	2 雑 入	120,710
歳 入	合 計	209,857

## 歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 前年度繰上充用金		209,857
	1 前年度繰上充用金	209,857
歳 出	合 計	209,857

## 令和8年度和歌山市駐車場管理事業特別会計予算

令和8年度和歌山市の駐車場管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,673,707千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,340,000千円と定める。

第1表

## 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		275,223
	1 使用料	275,223
2 繰入金		1,500
	1 一般会計繰入金	1,500
3 諸収入		1,328,684
	1 雑収入	1,328,684
4 市債		68,300
	1 市債	68,300
歳入	合計	1,673,707

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 駐車場管理費		146,186
	1 駐車場管理費	146,186
2 道路駐車場管理費		187,221
	1 道路駐車場管理費	187,221
3 前年度繰上充用金		1,340,000
	1 前年度繰上充用金	1,340,000
4 予備費		300
	1 予備費	300
歳出	合計	1,673,707

第2表

## 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
駐車場照明LED化事業 (ESCO事業)	令和9年度 令和18年度	9,840
合	計	9,840

第3表

## 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
道路駐車場整備事業	68,300	証書借入又は債券発行	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
計	68,300			

令和 8 年度和歌山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和 8 年度和歌山市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 2 8 , 3 4 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表

## 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 繰入金		2,114
	1 一般会計繰入金	2,114
2 繰越金		37,720
	1 繰越金	37,720
3 諸収入		88,508
	1 貸付金収入	88,498
	2 雑収入	10
歳入	合計	128,342

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 母子父子寡婦福祉資金費 貸付事業費		128,342
	1 母子父子寡婦福祉資金費 貸付事業繰出金	128,342
(公債費)		
	(公債費)	
(諸支出金)		
	(母子父子寡婦福祉資金 貸付事業繰出金)	
歳出	合計	128,342

令和 8 年度和歌山市介護保険事業特別会計予算

令和 8 年度和歌山市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 3 , 2 7 8 , 6 9 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

第1表

## 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 介護保険料		8,090,344
	1 介護保険料	8,090,344
2 使用料及び手数料		50
	1 手数料	50
3 国庫支出金		10,995,054
	1 国庫負担金	7,702,951
	2 国庫補助金	19,250
	3 国庫交付金	3,272,853
4 県支出金		5,756,602
	1 県負担金	5,561,717
	2 県交付金	194,885
5 支払基金交付金		11,371,291
	1 支払基金交付金	11,371,291
6 財産収入		7,015
	1 財産運用収入	7,015
7 繰入金		7,053,885
	1 一般会計繰入金	6,670,478
	2 基金繰入金	383,407
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		4,453
	1 雑収入	4,453
歳入	合計	43,278,695

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		862,018
	1 総 務 管 理 費	371,215
	2 介 護 認 定 費	490,803
2 保 険 給 付 費		40,825,588
	1 介 護 サービス等諸費	39,517,954
	2 高 額 介 護 サービス等費	1,093,955
	3 高 額 医 療 合 算 費 介 護 サービス等費	162,437
	4 市 町 村 特 別 給 付 費	11,205
	5 そ の 他 諸 費	40,037
3 地 域 支 援 事 業 費		1,468,241
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	1,288,379
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	5,900
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	169,049
	4 そ の 他 諸 費	4,913
4 基 金 積 立 金		7,015
	1 基 金 積 立 金	7,015
5 諸 支 出 金		110,833
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	11,511
	2 重 層 的 支 援 体 制 整 備 金 事 業 繰 出	99,322
6 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出	合 計	43,278,695

第2表

## 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
保険料納入通知書封入封緘等委託事業	令和9年度	15,062
合	計	15,062

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
標準準拠・要介護認定支援システム移行事業	令和9年度	8,657
合	計	8,657

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
標準準拠・要介護認定支援システム運営事業	令和9年度 令和13年度	24,351
合	計	24,351

令和 8 年度和歌山市後期高齢者医療特別会計予算

令和 8 年度和歌山市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 2 , 7 8 1 , 1 0 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

第1表

## 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		5,761,315
	1 後期高齢者医療保険料	5,761,315
2 使用料及び手数料		2
	1 手数料	2
3 繰入金		7,009,212
	1 一般会計繰入金	7,009,212
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		10,574
	1 雑入	10,574
歳入合計		12,781,104

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		77,073
	1 総務管理費	77,073
2 後期高齢者医療 広域連合者納付金		12,694,324
	1 後期高齢者医療 広域連合者納付金	12,694,324
3 諸支出金		6,707
	1 償還金及び還付加算金	6,707
4 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳出合計		12,781,104

第2表

## 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
保険料納入通知書封入封緘等委託事業	令和9年度 令和10年度	13,706
合	計	13,706

令和 8 年度和歌山市直轄事業用地先行取得事業特別会計予算

令和 8 年度和歌山市の直轄事業用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 4 , 5 7 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表

## 歳入歳出予算

## 歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産収入		44,575
	1 財産売却収入	44,575
歳入	合計	44,575

## 歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 国道42号事業費		44,469
	1 国道42号事業費	44,469
2 諸支出金		106
	1 国道42号事業費繰出金	106
歳出	合計	44,575

令和8年度和歌山市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	187,606戸
(2) 年間総配水量	44,325,000m <sup>3</sup>
(3) 一日平均配水量	121,438m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
配水管整備事業	3,593,951千円
配水施設整備事業	448,203千円
原浄水施設新設改良事業	2,970,567千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益	8,595,161千円	
第1項 営業収益	8,059,349千円	
第2項 営業外収益	535,812千円	
	支	出
第1款 水道事業費	7,496,357千円	
第1項 営業費用	6,842,823千円	
第2項 営業外費用	620,534千円	
第3項 特別損失	3,000千円	
第4項 予備費	30,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,257,547千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額616,447千円、当年度分損益勘定留保資金2,946,458千円、繰越利益剰余金処分額520,947千円及び当年度利益剰余金処分額173,695千円で補填するものとする。 )。

	収	入
第1款 水道事業資本的収入	5,467,519千円	
第1項 企業債	4,458,200千円	

第2項 出 資 金	640,986千円
第3項 補 助 金	211,722千円
第4項 負 担 金	156,611千円
(固定資産売却代金)	千円

支 出

第1款 水道事業資本的支出	9,725,066千円
第1項 建設改良費	7,074,824千円
第2項 企業債償還金	2,650,242千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
加納浄水場運転管理業務委託	令和9年度から 令和11年度まで	468,160 <sup>千円</sup>
営業関連業務委託	令和9年度から 令和13年度まで	1,037,823
企業会計システム構築事業	令和9年度から 令和14年度まで	21,670
加納浄水場更新設備事業	令和9年度から 令和11年度まで	6,881,866

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
配水管 整備事業	千円 2,029,600	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和8年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借入れることができる。	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
配水施設 整備事業	153,400			
施設 整備事業	2,275,200			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,208,586千円
- (2) 交際費 54千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業費の一部に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、13,516千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金及び当年度利益剰余金のうち694,642千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 減債積立金 694,642千円

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、370,879千円と定める。

令和8年度和歌山市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水工場数	43工場
(2) 年間総配水量	79,287,000 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均配水量	217,225 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
配水管整備事業	38,020千円
配水施設整備事業	181,274千円
原浄水施設新設改良事業	3,199,234千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益	2,146,742千円	
第1項 営業収益	2,069,388千円	
第2項 営業外収益	77,354千円	
	支	出
第1款 工業用水道事業費	1,849,529千円	
第1項 営業費用	1,780,900千円	
第2項 営業外費用	58,629千円	
第3項 予備費	10,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,112,033千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額304,517千円、減債積立金147,806千円、建設改良積立金329,126千円及び過年度分損益勘定留保資金330,584千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 工業用水道事業資本的収入	2,695,866千円	
第1項 企業債	2,076,600千円	
第2項 補助金	108,072千円	
第3項 負担金	11,194千円	

第4項 その他資本的収入 500,000千円

支出

第1款 工業用水道事業資本的支出 3,807,899千円

第1項 建設改良費 3,419,694千円

第2項 企業債償還金 388,205千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
受 託 工 事 事 業	令和9年度	29,000 <sup>千円</sup>
営 業 関 連 業 務 委 託	令和9年度から 令和13年度まで	840
企 業 会 計 シ ス テ ム 構 築 事 業	令和9年度から 令和14年度まで	21,670
配 水 施 設 整 備 事 業	令和9年度	253,272
工 水 強 靱 化 事 業	令和9年度	23,653

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
配 水 管 整 備 事 業	13,300 <sup>千円</sup>	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和8年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借入れることができる。	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
配 水 施 設 整 備 事 業	110,800			
施 設 整 備 事 業	1,952,500			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金

額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 338,919千円

(2) 交際費 54千円

(他会計からの補助金)

第10条 工業用水道事業費の一部に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,534千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、123,647千円と定める。

令和8年度和歌山市公共下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理面積	2, 5 1 2 ha
(2) 年間処理水量	2 7, 1 1 7, 0 0 0 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	7 4, 2 9 3 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
管渠整備事業	2, 6 0 7, 3 1 4 千円
ポンプ場整備事業	1, 5 2 5, 4 2 4 千円
処理場整備事業	1, 6 1 3, 6 1 7 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益	1 2, 3 2 2, 7 7 2 千円	
第1項 営 業 収 益	6, 3 7 0, 2 8 4 千円	
第2項 営 業 外 収 益	5, 9 5 2, 4 8 8 千円	
	支	出
第1款 下水道事業費	1 0, 9 9 7, 9 9 5 千円	
第1項 営 業 費 用	1 0, 0 5 2, 9 8 6 千円	
第2項 営 業 外 費 用	9 2 8, 0 0 9 千円	
第3項 特 別 損 失	2, 0 0 0 千円	
第4項 予 備 費	1 5, 0 0 0 千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5, 2 5 8, 1 6 5千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2 5 3, 8 6 0千円、当年度分損益勘定留保資金3, 9 5 4, 0 4 6千円、繰越利益剰余金処分量2 1 4, 3 1 0千円及び当年度利益剰余金処分量8 3 5, 9 4 9千円で補填するものとする。 )。

	収	入
第1款 下水道事業資本的収入	8, 8 2 0, 2 3 1 千円	
第1項 企 業 債	4, 9 8 7, 6 0 0 千円	

第2項 補助金	3,028,336千円
第3項 負担金	803,295千円
第4項 分担金	1,000千円

支 出

第1款 下水道事業資本的支出	14,078,396千円
第1項 建設改良費	5,749,115千円
第2項 企業債償還金	7,829,281千円
第3項 他会計からの長期借入金償還金	500,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
ポンプ場運転管理業務委託	令和9年度から 令和11年度まで	64,735 <sup>千円</sup>
水洗便所等改造資金利子等補給事業	令和9年度から 令和14年度まで	貸付限度額1,000千円 の4.38%と利息相当額
営業関連業務委託	令和9年度から 令和13年度まで	80,240
企業会計システム構築事業	令和9年度から 令和14年度まで	19,500
ポンプ場整備事業	令和9年度	450,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 2,938,100	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和8年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
公共下水道事業借換債	1,322,900			
資本費平準化債	726,600			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用 (消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 816,796千円

(2) 交際費 54千円

(他会計からの補助金)

第10条 公共下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,921,390千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金及び当年度利益剰余金のうち1,050,259千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 1,050,259千円

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、260,287千円と定める。

令和8年度和歌山市農業集落排水事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理戸数	330戸
(2) 年間処理水量	94,000 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	258 m <sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 農業集落排水事業収益	133,816千円
第1項 営業収益	16,724千円
第2項 営業外収益	117,092千円
支 出	
第1款 農業集落排水事業費	116,759千円
第1項 営業費用	109,836千円
第2項 営業外費用	5,903千円
第3項 特別損失	20千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額44,446千円は過年度分損益勘定留保資金5,383千円、当年度分損益勘定留保資金27,530千円及び繰越利益剰余金処分額11,533千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 農業集落排水事業資本的収入	7,273千円
第1項 補助金	7,273千円
支 出	
第1款 農業集落排水事業資本的支出	51,719千円
第1項 建設改良費	2,305千円
第2項 企業債償還金	49,414千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
営 業 関 連 業 務 委 託	令和9年度から 令和13年度まで	9,540 <sup>千円</sup>
企 業 会 計 シ ス テ ム 構 築 事 業	令和9年度から 令和14年度まで	1,085

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用 (消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 17,929千円

(2) 交 際 費 54千円

(他会計からの補助金)

第9条 農業集落排水事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、107,202千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 繰越利益剰余金のうち11,533千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減 債 積 立 金 11,533千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、2,086千円と定める。

令和8年度和歌山市漁業集落排水事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度漁業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理戸数	6 2 9 戸
(2) 年間処理水量	1 3 2 , 6 0 0 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	3 6 3 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
管渠整備事業	4 , 8 2 2 千円
処理場整備事業	2 6 , 8 4 0 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 漁業集落排水事業収益	1 5 4 , 7 7 2 千円
第1項 営業収益	2 8 , 5 0 0 千円
第2項 営業外収益	1 2 6 , 2 7 2 千円

支 出

第1款 漁業集落排水事業費	1 3 8 , 6 7 8 千円
第1項 営業費用	1 2 9 , 9 4 9 千円
第2項 営業外費用	7 , 7 0 9 千円
第3項 特別損失	2 0 千円
第4項 予備費	1 , 0 0 0 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額47,127千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,418千円、過年度分損益勘定留保資金4,666千円、当年度分損益勘定留保資金31,142千円及び繰越利益剰余金処分量9,901千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 漁業集落排水事業資本的収入	3 5 , 8 3 1 千円
第1項 企業債	1 5 , 8 0 0 千円
第2項 補助金	2 0 , 0 1 2 千円
第3項 分担金	1 9 千円

支 出

第1款 漁業集落排水事業資本的支出	82,958千円
第1項 建設改良費	32,517千円
第2項 企業債償還金	50,441千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
営 業 関 連 業 務 委 託	令和9年度から 令和13年度まで	9,540 <sup>千円</sup>
企 業 会 計 シ ス テ ム 構 築 事 業	令和9年度から 令和14年度まで	1,085

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
漁 業 集 落 排 水 事 業	15,800 <sup>千円</sup>	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和8年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借入れることができる。	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 17,929千円

(2) 交 際 費 54千円

(他会計からの補助金)

第10条 漁業集落排水事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、109,

779千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金のうち9,901千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 9,901千円

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、1,718千円と定める。